

第 1 1 6 回東京都北区都市計画審議会 送付資料一覧

1 進行に関する資料

(1) 第 1 1 6 回東京都北区都市計画審議会 次第

(2) 東京都北区都市計画審議会 委員名簿

2 議題に関する資料

(1) 第 3 1 1 号議案「東京都市計画道路幹線街路放射第 1 0 号線及び
環状第 8 号線の変更について」（東京都決定）に関する資料

資料 1

(2) 報告事項「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）
中間のまとめ」に関する資料

資料 2

第116回東京都北区都市計画審議会 次第

令和7年11月5日（水）
午前10時00分～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- | | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 議 | 事 | 都市計画審議会会長 |

諮問事項

第311号議案

東京都都市計画道路幹線街路放射第10号線及び環状第8号線の変更について（東京都決定）

報告事項

東京における都市計画道路の整備方針（仮称） 中間のまとめ

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 6 | 閉 | 会 | まちづくり部長 |
|---|---|---|---------|

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和7年8月18日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学名誉教授・日本大学客員教授
(株)計画工房主宰
千葉大学名誉教授
元東京都建設局長
(一社)東京都建築士事務所協会北支部長

久保田 尚
村 上 美奈子
北 原 理 雄
三 浦 隆
宮 崎 勲

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長
北区議会副議長
北区議会企画総務委員会委員長
北区議会企画総務委員会副委員長
北区議会建設委員会委員長
北区議会建設委員会副委員長

青 木 博 子
石 川 さえだ
小田切 かずのぶ
永 沼 かつゆき
宮 島 修
本 田 正 則

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長
北区赤羽地区町会自治会連合会会長
滝野川自治会連合会会長
北区商店街連合会会長
(一社)北産業連合会会長

岡 村 雅 明
下 山 豊
鈴 木 啓 三
成 川 友 英
齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長
王子消防署長

阿 部 伊 織
河 本 知 幸

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第311号議案「東京都市計画道路幹線街路放射
第10号線及び環状第8号線の変更について」
(東京都決定)に関する資料

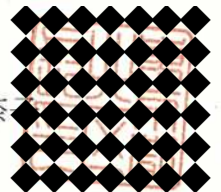
(1) 諮問文(写)	・ ・ ・ ・ 1
(2) 概要書	・ ・ ・ ・ 2
(3) 意見照会文(写)	・ ・ ・ ・ 3
(4) 計画書	・ ・ ・ ・ 4
(5) 総括図	・ ・ ・ ・ 8
(6) 計画図	・ ・ ・ ・ 9
(7) 都市計画の案の理由書	・ ・ ・ ・ 10
(8) 都市計画の案に対する意見書の提出状況について	・ ・ ・ ・ 11



7北ま都第1946号
令和7年9月18日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 山田 加奈



印影を加工しています。

東京都市計画道路の変更について（諮問）

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称
 - ・東京都市計画道路 幹線街路放射第10号線
 - ・東京都市計画道路 幹線街路環状第8号線
- 2 答申の期限
令和7年11月7日（金）
- 3 その他
本件は、東京都決定の案件である。



概要書

東京都市計画道路の変更について

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第 10 号線

東京都市計画道路 幹線街路環状第 8 号線

2 位 置

北区岩淵町地内

3 変更内容

【別紙】「計画書」、「総括図」、「計画図」のとおり

4 変更理由

【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり

5 これまでの経過と今後の予定

令和 7 年 8 月 22 日・8 月 23 日	都市計画変更素案の説明会
10 月 8 日～10 月 22 日	都市計画変更案の公告・縦覧
11 月 5 日	北区都市計画審議会
12 月 23 日	東京都都市計画審議会
時期未定	都市計画決定・告示

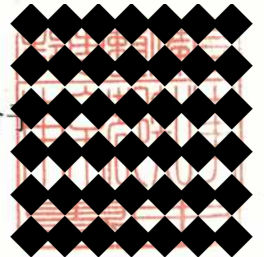


7 都市基街第 215 号
令和 7 年 9 月 5 日

北区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合



東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路放射第 10 号線）
（東京都市計画道路幹線街路環状第 8 号線）

印影を加工しています。

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 7 年 11 月 21 日（金曜日）までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路放射第 10 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	放 10	放射 第 10 号線	千代田区 大手町一丁目	北区岩淵町 埼玉県境	文京区本郷二丁目 北区王子一丁目	約 13,370m	地表式	27m	東日本旅客鉄道中央線と立体交差 東日本旅客鉄道総武線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 東日本旅客鉄道東北線と立体交差 東日本旅客鉄道東北新幹線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 2 か所 幹線街路環状第 3 号線と立体交差 幹線街路環状第 5 の 1 号線と立体交差 幹線街路環状第 5 の 2 号線と立体交差 幹線街路環状第 7 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 25 か所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 180m				

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差 の構造	
幹 線 街 路	環 8	環状 第 8 号線	大田区 羽田空港三丁目	北区岩淵町	世田谷区 等々力一丁目 世田谷区 南烏山一丁目 練馬区 貫井四丁目	約 43,660m		4 車線	25m		
	車線の数の内訳		4 車線			約 25,630m					
			6 車線			約 18,030m					
	構造形式の内訳		大田区 羽田空港三丁目	大田区 羽田空港三丁目		約 690m	地下式		22.9m		
			杉並区 井草五丁目	練馬区 南田中四丁目		約 1,370m	地下式		25～ 33m		
			練馬区 南田中一丁目	練馬区 富士見台四丁目		約 1,800m	掘割式		25m		
						約 39,800m	地表式		25～ 44.5m	東京モノレール羽田空港線と立体交差 京浜急行電鉄空港線と立体交差 京浜急行電鉄本線と立体交差 東海旅客鉄道東海道線と立体交差 東京急行電鉄東急多摩川線と立体交差 東海旅客鉄道東海道新幹線と立体交差 東京急行電鉄東横線と立体交差 東京急行電鉄大井町線と立体交差 小田急電鉄小田原線と立体交差 京王電鉄京王線と立体交差 京王電鉄井の頭線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 東武鉄道東上本線と立体交差 東京都三田線と立体交差 東日本旅客鉄道東北新幹線と立体交差 東日本旅客鉄道東北線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 5 か所 幹線街路東京湾環状線と立体交差 幹線街路補助線街路第 333 号線と立体 交差 幹線街路放射第 17 号線と立体交差	

幹 線 街 路									幹線街路放射第 19 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 43 号線と立体交差 幹線街路放射第 1 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 28 号線と立体交差 幹線街路放射第 2 号線と立体交差 幹線街路放射第 3 号線と立体交差 幹線街路放射第 4 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 51 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 52 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 54 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 218 号線と立体交差 幹線街路放射第 5 号線と立体交差 幹線街路放射第 23 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 130 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 131 号線と立体交差 幹線街路放射第 6 号線と立体交差 幹線街路放射第 7 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 172 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 133 号線と立体交差 幹線街路放射第 35 号線と立体交差 幹線街路放射第 8 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 238 号線と立体交差 幹線街路補助線街路第 201 号線と立体交差 幹線街路放射第 9 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 17 か所	
	その他	北区赤羽北二丁目地内に約 4,000 m ² の交通広場を設ける。 大田区西糀谷四丁目地内に約 2,000 m ² の交通広場を設ける。								

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：周辺交通に大きな問題がないこと等が確認されたため、変更する。

変更概要

名 称	変 更 概 要		
放射第 10 号線	1	一部線形の変更	北区岩淵町地内（中心線の振れ 最大約 170m）
	2	一部幅員の変更	30m→25～30m 北区岩淵町地内
	3	延長の変更	約 13,450m→約 13,370m
	4	支線 1 の廃止	
	5	一部車線の数決定	4 車線
環状第 8 号線	1	終点位置の変更	北区岩淵町→北区岩淵町
	2	延長の変更	約 43,840m→約 43,660m

縮尺二万五千分の一



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第 10 号線

東京都市計画道路 幹線街路環状第 8 号線

2 理 由

幹線街路放射第 10 号線（以下「放射第 10 号線」という）は、千代田区大手町一丁目を起点とし、北区岩淵町埼玉県境を終点とする、延長約 13.4 キロメートルの路線である。

このうち、北区岩淵町地内の約 390 メートルの区間は、平成 28 年 3 月に東京都、特別区及び 26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けられている。

この整備方針に基づき、本線と支線の交差点形状に関する計画の実現性や、支線の要否を検討した結果、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないこと等が確認された。

このため、放射第 10 号線について、一部線形の変更及び放射第 10 号線支線 1 を廃止するとともに、一部幅員及び延長の変更、一部車線の数の決定を行う。

また、放射第 10 号線の変更に伴い、幹線街路環状第 8 号線の終点位置、延長を変更する。

都市計画の案に対する意見書の提出状況について

都市計画の案を、都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和7年10月8日～22日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間中に意見書の提出はありませんでした。

都市計画の種類及び名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第10号線

東京都市計画道路 幹線街路環状第8号線

報告事項「東京における都市計画道路の整備方針 (仮称) 中間のまとめ」に関する資料

(1) 概要書	・ ・ ・ ・ 1
(2) 東京における都市計画道路の整備方針 (仮称) 中間のまとめ (概要版)	・ ・ ・ ・ 2

「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」について

はじめに

東京都では現在、約3200kmの都市計画道路が計画決定されており、これらの整備を計画的、効率的に進めるため、概ね10年間で整備する路線を示した事業化計画を過去4度にわたり定め、事業の推進に努めてきた。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」が令和7年度末までであることから、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の検討に着手した。

今後、人や物の交流を支える道路ネットワークを充実するため、都及び区市町が密接に連携し、社会経済情勢の変化や道路に対するニーズの多様化などを踏まえながら、検討を進めていく。

1. 検討の対象

東京都における都市計画道路

2. 検討内容

- 都市計画道路ネットワークの検証
- 優先整備路線の検討
- 道路空間のリメイクの検討 など

3. 検討体制

- 専門アドバイザー委員会（学識経験者による会議）
- 都・区市町策定検討会議
- 都・区市町検討会、都検討会（必要に応じて開催）
- ※会議は全て非公開

4. 策定スケジュール

新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を令和7年度の策定に向け検討

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ○令和6年10月 | 専門アドバイザー委員会設置 |
| ○令和6年10月 | 都・区市町策定検討会議設置 |
| ○令和7年7月現在 | 専門アドバイザー委員会5回開催 |
| | 都・区市町策定検討会議3回開催 |
| | 都・区市町検討会2回開催、都検討会2回開催 |
| ○令和7年7月 | 「中間のまとめ」公表（パブリックコメント実施） |
| ○令和7年度中 | 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」策定予定 |

東京における都市計画道路の整備方針（仮称）

－ 中間のまとめ －

＜概要版＞

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和7年度までとなっていることから、コロナ禍を経た道路に対するニーズや気候危機の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」の策定に向けた調査検討を進めています。

2050年代の東京のビジョンである「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、この度、東京の都市計画道路が果たすべき役割及び都市計画道路の整備の基本的な方向性を示した「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」を取りまとめました。

今後、さらに東京都、特別区及び26市2町が協働で検討を進め、令和7年度中に新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定する予定です。

皆様からの「中間のまとめ」に対する御意見・御提案をお待ちしております。



東京の都市計画道路の現状

東京の都市計画道路延長
は約3,200km

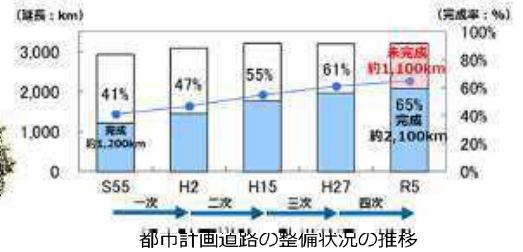
約半世紀で約900kmが整備
され、約2,100km (65%)
が完成 (令和5年度末時点)

昭和55(1980)年度末



約900km
整備

令和5(2023)年度末



都市計画道路の整備を通じて、渋滞の緩和、緊急輸送道路の機能強化、安全な歩行者空間の確保、市街地の活性化など、幅広い整備効果が発現している一方で、事業期間の長期化や長期未着手路線の残存といった現状もあります。

道路整備の「基本理念」及び「基本目標」

東京を取り巻く社会情勢の変化、東京の道路を取り巻く課題及び上位計画における東京の将来像を踏まえた今後の道路整備の視点から道路整備の「基本理念」及び「基本目標」を設定しました。

東京を取り巻く社会情勢の変化

- ・激化する国際競争
- ・時代に合わせた道路空間の利活用
- ・気候危機の深刻化
- ・人口減少と少子高齢化
- ・首都直下地震の脅威
- ・物流需要の増加
- ・ポストコロナ
- ・技術革新の進展

東京の道路を取り巻く課題

- ・道路交通 (交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消など)
- ・都市強靱化 (緊急輸送道路の拡充・強化、延焼遮断帯の形成など)
- ・安全な生活 (歩行者、自転車等の安全な通行空間の確保など)
- ・都市環境 (脱炭素化への貢献など)

上位計画における東京の将来像

2050東京戦略

(ダイバーシティ・スマートシティ・セーフシティ)

都市づくりのグランドデザイン

(広域的なレベルの都市構造・地域的なレベルの都市構造)

これまでの道路整備の視点

国際競争力の強化

防災都市の実現

質の高い生活の実現

強化する道路整備の主な視点

都市の強靱化

- 防災拠点等へのアクセス強化
- 浸水リスクへの対応

など

住民の安全性向上

- 子ども、高齢者等の安全性向上
- 道路のバリアフリー化

など

新たな道路整備の主な視点

地域特性に応じたインフラ整備

- 地域に応じた災害リスクへの対応
- 地域特性に即した地域公共交通の充実

など

魅力的な歩行者空間の創出

- ウォーカブルな道路空間の創出
- 緑豊かで魅力的な道路空間の創出

など

■基本理念

都市計画道路ネットワークを形成・充実し、
次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現

■基本目標

基本目標1 都市の強靱化

…防災・輸送…

広域的な視点

- 緊急輸送道路の拡充・強化
- 防災拠点等へのアクセス強化
- 都県境ネットワークの充実

地域的な視点

- 安全な避難路の確保
- 浸水リスクへの対応

広域的・地域的な視点

- 市街地火災の延焼防止
- リダンダンシーの確保

など

地域的な視点

- 集約型の持続可能なまちづくり
- 子どもや高齢者等の安全性向上
- 道路のバリアフリー化
- 歩行者、自転車等などの安全な通行空間の確保

広域的・地域的な視点

- 生活道路への通過交通流入の抑制
- ウォーカブルな道路空間の創出

など

基本目標2 人やモノの自由な移動

…活力・競争力…

広域的な視点

- 都市構造の骨格となる道路ネットワークの形成

地域的な視点

- 暮らしを支える地域公共交通の充実

広域的・地域的な視点

- 道路交通の円滑化
- 技術革新への対応
- 円滑な物流の確保
- 拠点間の連携強化

など

地域的な視点

- 良好なまちなみ・景観の形成

広域的・地域的な視点

- 脱炭素化への貢献
- 緑豊かで魅力的な道路空間の創出
- 緑と水のネットワークの形成

など

基本目標3 安全で快適な道路空間の創出

…憩い・にぎわい…

基本目標4 都市環境の向上

…景観・緑…

整備方針に定める基本的事項及び策定手順

2050年代の東京の姿を見据え、事業の長期化等を考慮し、計画期間を15年間と定め、都市計画道路の整備に関する「基本理念」及び「基本目標」の実現に向け、「都市計画道路の必要性の検証」、「優先整備路線の選定」と「道路空間のリメイクの検討」に取り組んでいきます。なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行っていきます。



都市計画道路の必要性の検証

都全域（広域）に関わる項目は都一律の考え方で東京都が検証し、地域に関わる項目は地域の実情を踏まえて各区市町で検証します。

基本目標



都全域に関わる検証項目

地域に関わる検証項目

必要性の検証項目

- 1 骨格幹線道路網の形成
- 2 交通処理機能の確保
- 3 物流ネットワークの形成
- 4 広域的な災害対応機能の強化
- 5 延焼遮断機能の向上
- 6 持続可能な地域公共交通等の実現
- 7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出
- 8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上
- 9 命を守る道路ネットワークの形成
- 10 地域の魅力的な拠点の形成

優先整備路線の選定

今後15年間で優先的に整備すべき路線※（優先整備路線）を選定するため、六つの選定項目を設定し、整備効果等を考慮しながら選定します。

優先整備路線の選定項目

- 1 骨格幹線道路網の形成
- 2 首都東京の強靱化
- 3 スムーズな道路網の形成
- 4 誰もが安全に暮らせるまちづくり
- 5 国際競争力の強化
- 6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献

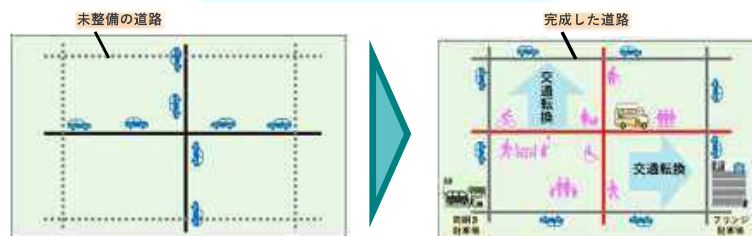
必要性が高い路線

※優先的に整備すべき路線：優先的に事業に着手する路線のこと
注）各項目に示した番号は検証や優先順位を示すものではありません

道路空間のリメイクの検討

道路空間のリメイクとは、道路ネットワークの形成が進んでいる地域において、回遊性や滞在の快適性などの多様化するニーズなどに応じ、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組です。こうした取組を都内に幅広く展開するため、完成済みの都市計画道路等を対象として、広域的・地域的な視点でリメイク候補路線を検討します。

道路空間のリメイクイメージ



広域的な視点

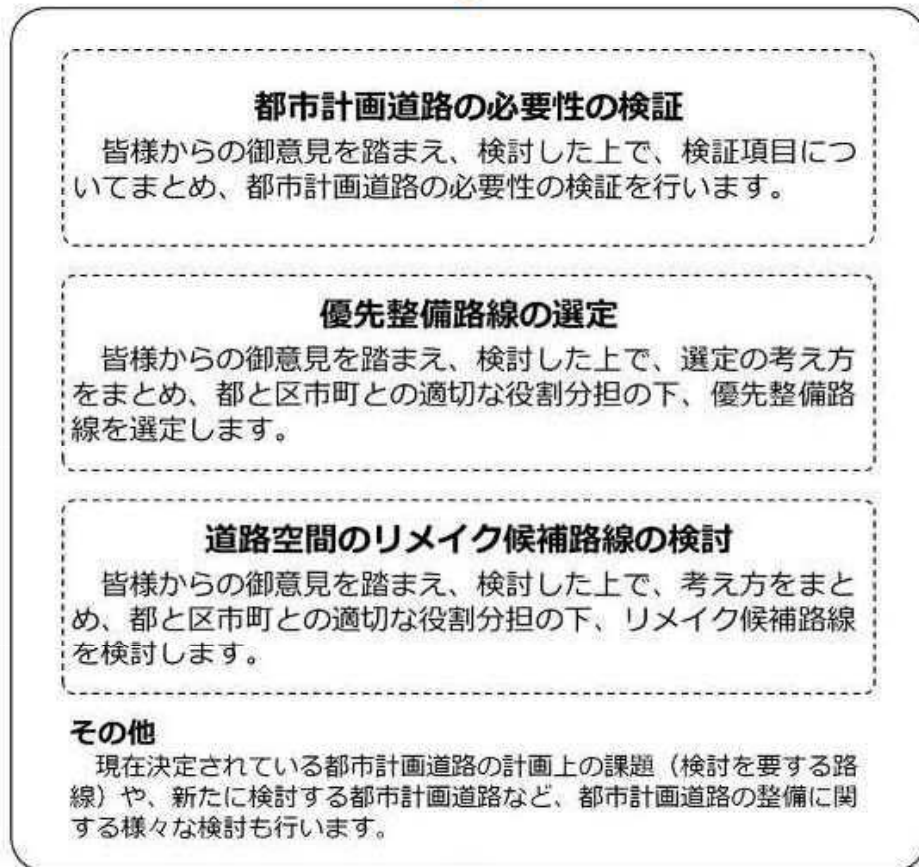
東京の国際的なプレゼンスを高める観点から、国内外の多様な人材が集い、交流、滞在する地域において、リメイク候補路線を検討

地域的な視点

地域の特性、課題及びニーズに応じ、にぎわい等を生み出す観点から、地域の拠点となる駅前商業地などにおいて、リメイク候補路線を検討

東京都、特別区及び26市2町で構成される「策定検討会議」や学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」などでの検討結果や、皆様からの御意見などを踏まえ、引き続き、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定いたします。

「東京における都市計画道路の整備方針（仮称） 中間のまとめ」公表



都民の皆様
の御意見

「東京における都市計画道路の整備方針」 策定

皆様の御意見・御提案をお待ちしております。

- ・お寄せいただいた御意見・御提案は、整備方針策定のための参考とさせていただきます。
- ・頂いた御意見等について、ホームページなどで公表させていただく場合がありますが、原文は公表いたしません。また、個人を特定した誹謗・中傷であると判断される御意見等については公表いたしません。
- ・締切りは、**令和7年8月29日（金曜日）**です。（郵送は当日消印有効）
- ・御意見等は、窓口、郵送、FAX、メール及び東京都HPのフォームにてお受けいたします。
 - 窓口・郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
 - FAX 03-5388-1354
 - メール S0000179@section.metro.tokyo.jp
- ・詳しくは、下記URLまたはQRコードから東京都HPを御覧ください。
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/keikaku_doro/seibihoushin_matome

